

## 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名： 南陽市

## ○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

## 1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

- 山形県地域公共交通計画<施策・事業3-2-1>地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
  - ・地域公共交通会議または各交通モードの運行協議会等における、市内交通ネットワークの課題に関する年2回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（南陽市）
- 山形県地域公共交通計画<施策・事業1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（南陽市、事業者）
  - ・GTFS-JPの作成・提供（南陽市）
- 山形県地域公共交通計画の<施策・事業3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（南陽市）
  - ・地域公共交通計画の<施策・事業2-1-1>によって導入される交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発（事業者、南陽市）
  - ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討（南陽市、事業者）
- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
  - ・鉄道や路線バスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・市内全戸配布（南陽市）
  - ・沿線の学校にモビリティマネジメントを行う（南陽市、事業者）。

## 2. 運行システムの概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

## 3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

- 山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の南陽市相当分の達成
  - ・県全体目標値（目標年度 R6 年度末）  
RE S A Sの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
  - ・南陽市目標値（目標年度 R6 年度末）  
県外 2,000 人、県内 2,500 人
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の南陽市相当分の達成
  - ・県全体目標値（目標年度 R6 年度末）  
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
  - ・南陽市の目標値（目標年度 R6 年度末）  
1.0 回／人（直近年度の実績 18,452 人）
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の南陽市相当分の達成
  - ・県全体目標値（目標年度 R6 年度末）  
市町村の移動サービスに対する負担額  
地域鉄道 : 7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）  
路線バス : 4 億 6,000 万円（直近年度の実績 5 億 926 万 7 千円）  
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 4 億 9,030 万 1 千円）  
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 1 億 9,722 万 8 千円）  
タクシー : 1 億円（直近年度の実績 0 円）
  - ・南陽市目標値（目標年度 R6 年度末）  
（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）  
コミュニティバス：1,900 万円（直近年度の実績 1,900 万 2 千円）  
タクシー : 200 万円（直近年度の実績 109 万円）
- 上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
  - 「おきタク」の年間利用者数：3,000 人以上（直近年度の実績 1,713 人）
  - 「おきタク」への南陽市負担額：200 万円（直近年度の実績 109 万円）
  - 「おきタク」の収支率：40.0%（直近年度の実績 39.1%）
- 事業の効果
  - ・上記路線を維持することにより、特に高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
- 上記目標・細目標の評価手法・測定方法
  - ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新の RE S A S の数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、南陽市地域公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

#### 4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る乗用タクシーを活用した沖郷地区地域公共交通「おきタク」について、その運行に係る費用総額 300 万円のうち、南陽市から地域住民で組織する運行協議会への補助金額については、運行収入及び地区負担金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、「おきタク」への上記南陽市の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する南陽市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

## ○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係)

5. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 <b>【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし

## ○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論
○ 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会） <令和2年度> ・令和2年4月23日（第1回）：協議会の設立、公開原則の議決 等 ・令和2年7月15日（第2回）：地域公共交通計画策定に向けた議論 ・令和2年10月26日（第3回）：地域公共交通計画骨子案の議論 ・令和3年1月28日（第4回）：地域公共交通計画素案の議論 ・令和3年3月23日（第5回）：地域公共交通計画案の議論 <令和3年度> ・令和3年6月 日（第1回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論
○ 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会） <令和2年度> 山形県地域公共交通活性化協議会村山地域別部会 ・令和2年10月12日（第1回）：地域公共交通計画策定に向けた地域課題の整理 ・令和3年1月14日（第2回）：地域公共交通計画素案に対する地域の意見整理
○ 南陽市地域公共交通会議

＜令和２年度＞

- ・令和２年１０月７日（第１回）：乗降区間の設定、バス停留所の位置の変更について協議

○ その他公共交通関連会合・住民説明会等

※沖郷地区地域公共交通「おきタク」に関するもののみ記載

＜令和２年度＞

沖郷地区地域公共交通運行協議会

- ・令和２年４月３０日（令和２年度第１回役員会）：事業計画・収支予算等について協議
  - ・令和３年２月６日：沖郷地区地区長期末総会において、運行状況について報告
- ※通年：運行実績を月次集計し、四半期ごとに協議会役員及び事業者へ情報提供

＜令和３年度＞

沖郷地区地域公共交通運行協議会

- ・令和３年４月３０日（令和３年度第１回役員会）：事業計画・収支予算等について協議

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

- ・令和３年４月２０日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

## 10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により南陽市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本市では、各交通モードの運行主体において利用者や事業者に対するヒアリングやアンケート調査を実施し、地域の実態に即したサービスの改善や負担割合の調整に活かしている。

### 11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付

### 12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

#### (1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

沖郷市民バス（平成９年廃止）

#### (2) 交通手段の検討状況

平成 29 年 7 月 25 日 沖郷地区地域公共交通検討会設立総会（H29 第 1 回会議）  
 平成 29 年 8 月 21 日 山形市 明治・大郷地区 先進地視察研修  
 平成 30 年 1 月 12 日 地域公共交通に関する勉強会（講師 福島大学 吉田准教授）  
 平成 30 年 2 月 28 日 H29 第 2 回会議  
 平成 30 年 4 月 1 日付 沖郷地区 日常の外出に関するアンケート実施  
 ＊対象者数 2,496 人 回答者数 1,961 人 回答率 79.4%  
 平成 30 年 6 月 27 日 H30 第 1 回会議  
 平成 30 年 7 月 11 日 H30 第 1 回検討部会  
 平成 30 年 7 月 25 日 H30 第 2 回検討部会  
 平成 30 年 8 月 7 日 H30 第 3 回検討部会  
 平成 30 年 8 月 21 日 H30 第 4 回検討部会  
 平成 30 年 8 月 28 日 H30 第 2 回会議  
 平成 30 年 9 月 7 日 H30 第 5 回検討部会  
 平成 30 年 9 月 14 日 三者打合せ（検討会、タクシー事業者、市）  
 平成 30 年 9 月 26 日 H30 第 3 回会議

平成 30 年 11 月 1 日 実証実験運行開始（～平成 30 年 12 月 14 日まで、平日のみ 31 日間）  
\*登録者数 128 人 利用者数 36 人 運行回数 174 回

平成 31 年 3 月 7 日 H30 第 6 回検討部会  
同 日 H30 年度第 4 回会議 次年度に本格運行開始を決議

→ 組織改編（沖郷地区地域公共交通検討会から沖郷地区地域公共交通運行協議会へ）

令和元年 7 月 2 日 沖郷地区地域公共交通運行協議会設立（R1 第 1 回会議）  
令和元年 7 月 22 日 R1 第 2 回会議  
令和元年 7 月 30 日 沖郷地区地区長会にて説明  
令和元年 9 月 25 日 三者打合せ（協議会、タクシー事業者、市）  
令和元年 10 月 1 日 沖郷地区地域公共交通「おきタク」本格運行開始

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）山形県南陽市三間通 4 3 6 番地の 1

（所 属）南陽市みらい戦略課

（氏 名）落合 祐弥

（電 話）0238-40-0248（企画調整係直通）

（e-mail）mirail@city.nanyo.yamagata.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

4年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
南陽市	有限会社やまばと観光ハイヤー、 株式会社赤湯観光タクシー、有限 会社宮内南陽タクシー、社自動車 株式会社	(1) おきタク		沖郷地区		往 km 復 km	265日	1687回		乗用タクシー	① ②(1)	小滝停留所で補助対象地 域間幹線系統山形長井線 と接続 赤湯駅でJR山形新幹線、 JR奥羽本線、山形鉄道フ ラワー長井線と接続	②
		(2)				往 km 復 km	日	回					
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
南陽市	有限会社やまばと観光ハイヤー、 株式会社赤湯観光タクシー、有限 会社宮内南陽タクシー、辻自動車 株式会社	(1) おきタク		沖郷地区		往 km 復 km	265日	1687回		乗用タクシー	①	小滝停留所で補助対象地 域間幹線系統山形長井線 と接続 赤湯駅でJR山形新幹線、 JR奥羽本線、山形鉄道フ ラワー長井線と接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回					
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
南陽市	有限会社やまばと観光ハイヤー、 株式会社赤湯観光タクシー、有限 会社宮内南陽タクシー、辻自動車 株式会社	(1) おきタク		沖郷地区		往 km 復 km	265日	1687回		乗用タクシー	①	小滝停留所で補助対象地 域間幹線系統山形長井線 と接続 赤湯駅でJR山形新幹線、 JR奥羽本線、山形鉄道フ ラワー長井線と接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回					
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。



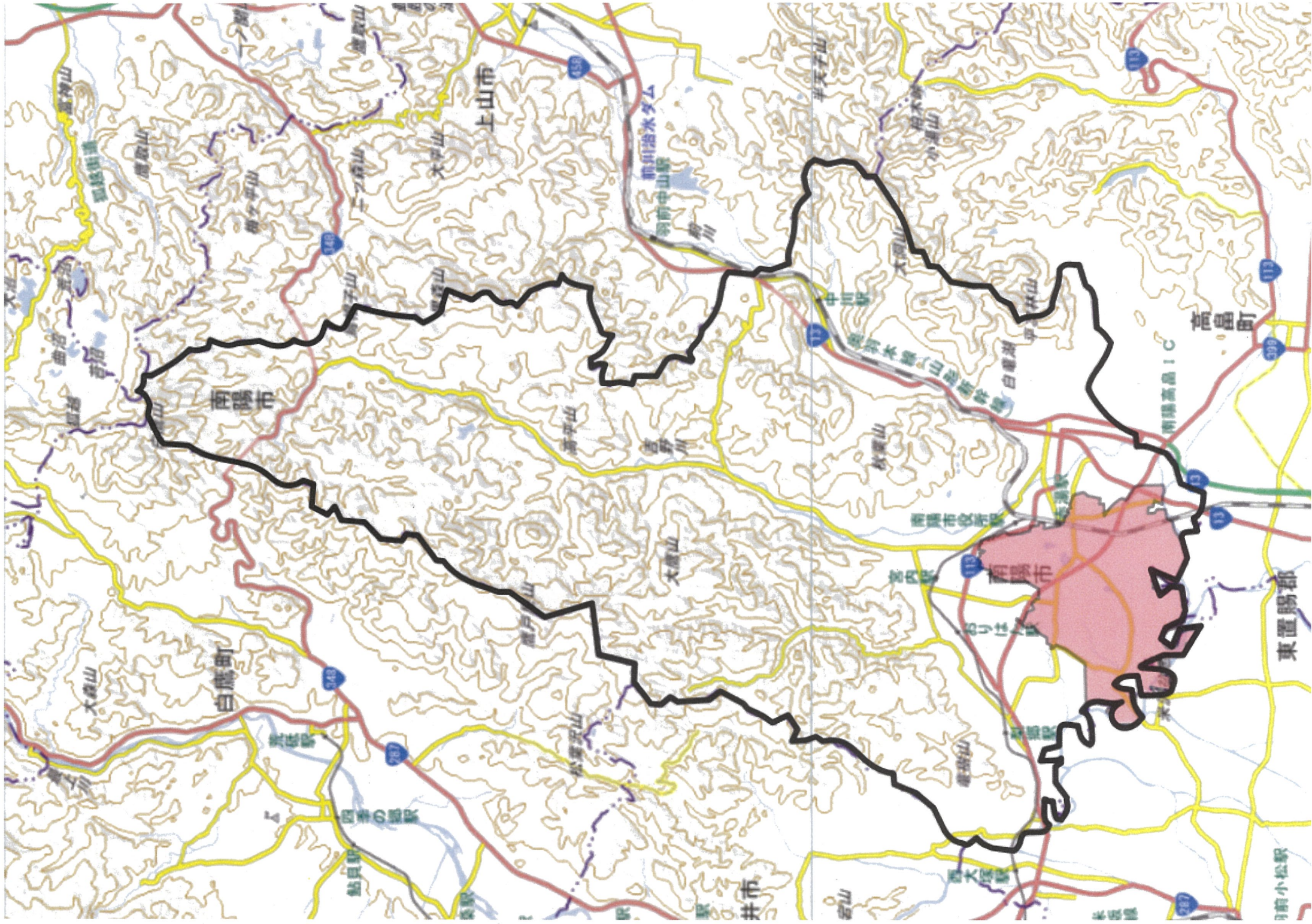
表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
南陽市	有限会社やまばと観光ハイヤー、 株式会社赤湯観光タクシー、有限 会社宮内南陽タクシー、辻自動車 株式会社	(1) おきタク		沖郷地区		往 km 復 km	265日	1687回		乗用タクシー	①	小滝停留所で補助対象地 域間幹線系統山形長井線 と接続 赤湯駅でJR山形新幹線、 JR奥羽本線、山形鉄道フ ラワー長井線と接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回					
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。



# おきタクのりば 一覧

- | 医療機関          |               |                 | 商店・スーパー等      |            |  |
|---------------|---------------|-----------------|---------------|------------|--|
| 1 赤湯駅前クリニック   | 10 川合耳鼻咽喉科    | 19 須藤皮膚科医院      | 1 うめや 南陽店     | 6 マックスバリュ  |  |
| 2 安日クリニック     | 11 後藤医院       | 20 すまいる歯科       | 2 業務スーパー      | 7 山形清分     |  |
| 3 板垣医院        | 12 斎藤医院       | 21 トータルヘルスクリニック | 3 ダイユースト      | 8 ヤマザワ 南陽店 |  |
| 4 板垣歯科クリニック   | 13 斎藤内科クリニック  | 22 永山医院         | 4 竹田スーパー      | 9 ヤマザワ 宮内店 |  |
| 5 伊藤歯科医院      | 14 桜井歯科医院     | 23 南陽接骨院        | 5 ツルハドラッグ 南陽店 | 10 ヨークベニマル |  |
| 6 いとろ歯科クリニック  | 15 さくら歯科クリニック | 24 南陽病院         |               |            |  |
| 7 大塚医院        | 16 さとうクリニック   | 25 西山医院         |               |            |  |
| 8 大西眼科        | 17 佐藤病院       | 26 渡辺整形外科医院     |               |            |  |
| 9 加藤整形外科クリニック | 18 鈴木内科医院     |                 |               |            |  |

- | 金融機関          |                   |                  | 公共施設 |  |  |
|---------------|-------------------|------------------|------|--|--|
| 1 赤湯駅前簡易郵便局   | 8 山形銀行 赤湯支店       | 1 赤湯駅東口          |      |  |  |
| 2 沖郷郵便局       | 9 山形銀行 宮内支店       | 2 えくぼプラザ (市立図書館) |      |  |  |
| 3 きらやか銀行 赤湯支店 | 10 山形第一信用組合 赤湯支店  | 3 沖郷公民館          |      |  |  |
| 4 JA赤湯        | 11 山形第一信用組合 赤湯西支店 | 4 健康長寿センター       |      |  |  |
| 5 JA沖郷        | 12 山形第一信用組合 宮内支店  | 5 南陽市役所          |      |  |  |
| 6 東北労働金庫      | 13 米沢信用金庫         |                  |      |  |  |
| 7 南陽郵便局       |                   |                  |      |  |  |

- 凡例
- バス停留所 ●
  - バス路線 —
  - 鉄道駅 ○
  - 鉄道 —
  - スーパー・食料品店 ■
  - 病院・診療所 ■

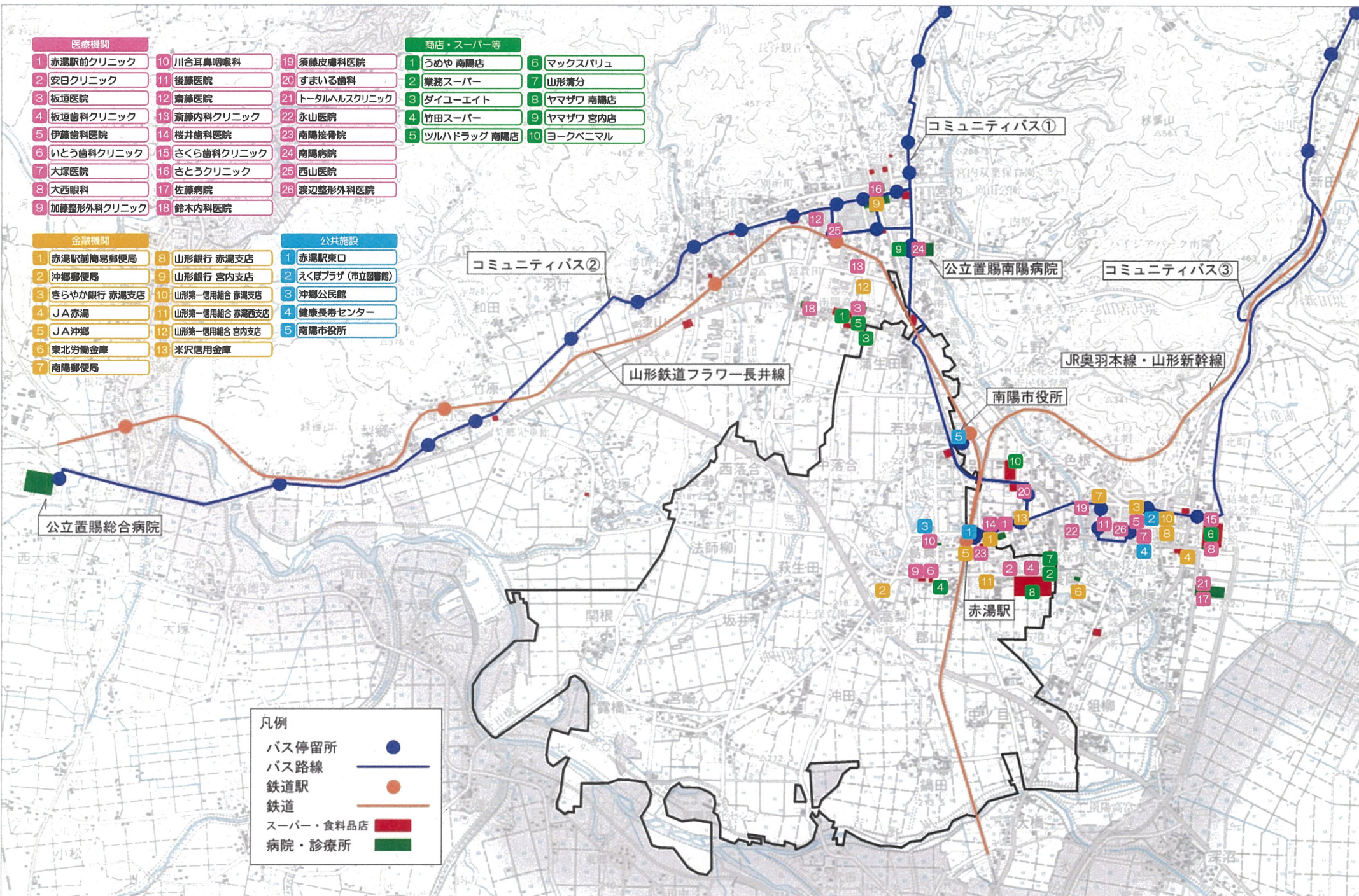


表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	南陽市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	25,506
交通不便地域等	8,418

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
647	旧吉野村	山村振興法第7条第1項
485	旧金山村	山村振興法第7条第1項
7,286	沖郷地区	局長指定(乗用)

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

(1)記載要領

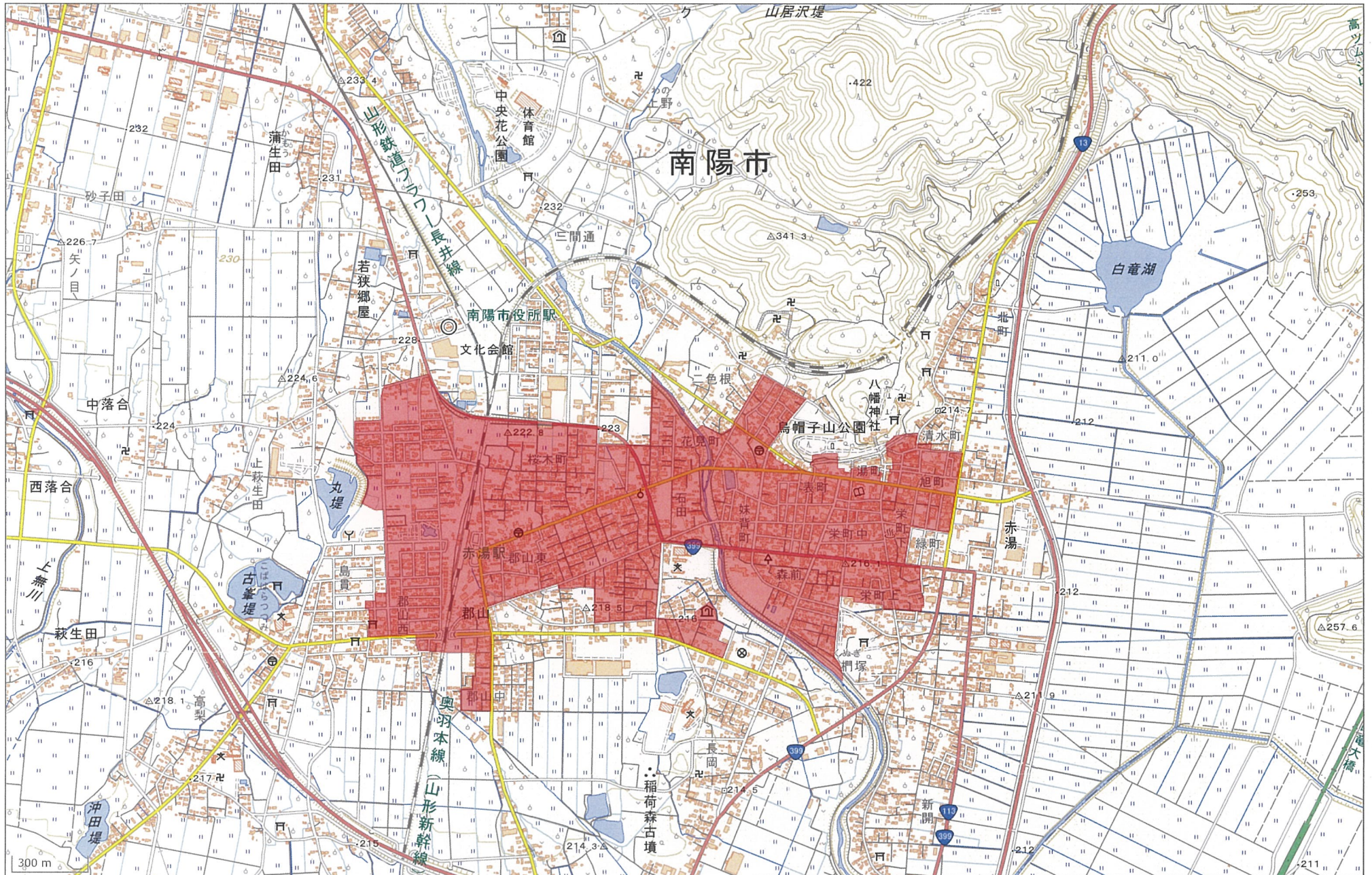
1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

# 地理院地図

GSI Maps



別添資料 表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

